

同窓会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は富山県立氷見高等学校同窓会と称する。
- 第2条 本会は会員相互の親睦を図り、かつ富山県立氷見高等学校の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 会員名簿の作成及び会報の発行
 - (2) 諸事業及び母校に対する支援、協力
 - (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業
- 第4条 本会の事務局は富山県立氷見高等学校に置く。
- 第5条 本会の分会として氷見分会、旧氷見分会、有磯分会を置く。
各分会は、それぞれ特色ある活動を行う。また、必要に応じ支部を置くことができる。
- 第6条 本会は次の会員をもって組織する。
- (1) 正会員
富山県立氷見中学校、富山県立氷見高等女学校、旧富山県立氷見高等学校、富山県立氷見高等学校、併設中学校、氷見郡立農学校、富山県立氷見農林学校、富山県氷見郡農会立氷見農学校、氷見町外二十ヶ村学校組合立富山県氷見農学校、富山県立氷見農業水産高等学校、富山県立有磯高等学校の各卒業生及び修了生ならびに前記の各学校に在籍した者で会員の推薦により役員会の認めた者。
 - (2) 特別会員
前号に規定された各学校の教職員であった者及び現教職員。
 - (3) 準会員
富山県立氷見高等学校に在籍する者。

第2章 役員及び顧問・参与

- 第7条 本会には次の役員を置く。
- (1) 会 長 1名
 - (2) 副 会 長 若干名
 - (3) 常任理事 若干名
 - (4) 理 事 若干名
 - (5) 監査委員 若干名
 - (6) 事務局長 1名
 - (7) 事務局次長 1名
 - (8) 事務局員 若干名
- 第8条 役員を選出は次のとおりとする。
- (1) 会長及び副会長は、総会において常任理事の中から選任する。
 - (2) 監査委員は、常任理事会において正会員の中から選任する。
 - (3) 常任理事は、各分会より選任する。
 - (4) 理事、事務局長、事務局次長及び事務局員は、会長が委嘱する。
- 第9条 役員の仕事分担は次のとおりとする。
- (1) 会長は本会を代表し、会務を統轄する。また、総会及び常任理事会においては議長となる。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
 - (3) 常任理事は会務を審議、処理する。
 - (4) 理事は卒業学年の代表者とし、当該年度卒業生の連絡事務を掌る。
 - (5) 監査委員は会計事務を監査する。
 - (6) 事務局長、事務局次長及び事務局員は会務を処理する。
- 第10条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 役員は任期満了といえども後任者決定まで、その任につくものとする。
- 第 11 条 本会に顧問及び参与を置く。
- (1) 顧問及び参与は本会に功労のあった者を、常任理事会の推薦に基づき置くことができる。なお、富山県立氷見高等学校長は本会顧問とする。
- (2) 顧問及び参与は会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

第 3 章 総 会

- 第 12 条 総会は定例総会と臨時総会とする。
- 2 定例総会は、会長が招集し開催する。
- 3 臨時総会は、会長または常任理事会が必要と認めた場合に開催する。
- 第 13 条 総会では次の事項を審議、承認、決議する。
- (1) 会則の制定、改廃及び会費額の決定
- (2) 会長及び副会長の選任並びに解任
- (3) 本会の予算・決算、事業の計画及び報告
- (4) 本会の解散
- (5) その他、会長または常任理事会において必要と認めた事項
- 第 14 条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決する所に拠る。

第 4 章 会 議

- 第 15 条 会長・副会長会議は、次の事務を行う。
- (1) 常任理事会に提出する議案の作成
- (2) 会費に関する事項
- (3) 会報に関する事項
- (4) 名簿に関する事項
- 第 16 条 本会に常任理事会を置く。
- 2 常任理事会は、会長、副会長、常任理事、監査委員、事務局次長及び事務局次長をもって構成する。
- 3 常任理事会は、必要に応じ会長が招集し、開催する。
- 第 17 条 常任理事会では次の事項を審議する。
- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会において委任された事項
- (3) その他本会の事業に関する重要事項
- 第 18 条 常任理事会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

第 5 章 会 計

- 第 19 条 本会の運営は、入会金、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあたる。
- 第 20 条 本会の会計年度は毎年 9 月 1 日に始まり、翌年 8 月 31 日に終わる。
- 第 21 条 会長は本会（特別会計を含む）の会計に関する事務を校長に委任することができる。

- 付 則 この会則は平成 25 年 2 月 28 日より施行する。
- 付 則 この会則は平成 27 年 9 月 26 日より施行する。
- 付 則 1 この会則は平成 28 年 9 月 1 日より施行する。
- 2 この会則変更時の会計年度は平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 8 月 31 日までとする。